

TCA施設の廃止措置に係る
原子炉施設保安規定変更認可申請について
概要説明資料(案)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

令和2年〇月〇日

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の構成

第1編 総則

第2編 放射線管理

第3編 廃棄物処理場の管理

第4編～第12編 各原子炉施設の管理

第8編 TCAの管理

本申請による変更範囲

本申請による変更範囲

変更後の保安規定の適用範囲

◆ TCAの廃止措置は3段階に分けて実施する計画

変更後の保安規定の適用範囲

【第1段階】(原子炉の機能停止から燃料搬出までの段階)

- 機能停止措置(炉心タンク上部開放部の閉止措置)
- 燃料の搬出(国内外の許可を有する事業者を引き渡す)

【第2段階】(維持管理段階)

- 施設・設備の維持管理の期間
- 汚染状況調査、解体撤去工事準備

【第3段階】(解体撤去段階)

- 解体撤去工事

第3段階に適用する保安規定は、第3段階の着手前に廃止措置計画と合わせて変更

保安規定の変更内容(1)

(1)保安管理体制の変更

- TCA原子炉主任技術者の削除、TCA廃止措置施設保安主務者の追加(第1編)
 - ・廃止措置施設保安主務者は選任要件を満たす有資格者(原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者、核燃料取扱主任者、技術士(原子力・放射線部門))から指名
- TCA運転長に関する記載の削除(第1編)

保安規定の変更内容(2)

(2) 施設管理に関する事項の変更

- TCAの運転に関する記載の削除(第1編及び第8編)
 - ・運転上の制限及び条件、炉心装荷物の制限、運転操作に関する事項を削除
- 運転時における警報装置及び緊急停止連動装置が作動した際の措置に関する記載の削除(第8編)
- 放射線測定機器及び警報装置の作動条件見直し(第8編)
 - ・中性子線エリアモニタの削除、警報作動条件から中性子線を削除
 - ・燃料が存在しない場合は中性子線サーベイメータは不要とする
- 施設定期自主検査項目の見直し(第8編)
 - ・原子炉運転に係る項目を削除し、廃止措置中に機能を維持すべき設備について実施

【申請書 別添 P. I -1、I -5～6】

【申請書 別添 P.VIII-1～7、11～12、19～21】

保安規定の変更内容(3)

(3)廃止措置中の対応の追加

- 廃止措置中の保安教育に関する記載の追加(第1編及び第8編)
- 機能停止措置に関する記載の追加(第8編)
 - ・ 炉心タンク上部に蓋を取り付けることにより、燃料装荷を不可とする措置を追加([TCA固有の特徴を考慮した措置](#))
- 放射性廃棄物の管理に関する記載の追加(第1編、第2編及び第8編)
- 放射性廃棄物の保管に関する記載の追加
 - ・ 放射性廃棄物の保管場所、制限量及び保管中の点検について記載

【申請書 別添 P. I -4～5、7、】

【申請書 別添 P. II -3】

【申請書 別添 P.VIII-7、11、14、20、22～23】

保安規定の変更内容(4)

(4) 燃料管理に係る事項の変更

- 燃料が存在しない場合の巡視及び点検の頻度の追加(第8編)
 - ・ 燃料搬出後の点検頻度を週1回に変更
- 燃料要素の受入れに関する記載の削除(第8編)
- 燃料要素の情報の引き渡しに関する記載の追加(第8編)
 - ・ 燃料の引渡しの際に使用履歴等の情報を引き渡すことを追加
- 燃料要素の輸送容器への収納に関する記載の追加(第8編)
 - ・ 燃料要素を輸送容器に収納する際の手扱量を制限

(その他)

- ・ 記録類の見直し(第1編)
- ・ 条番号の変更等、記載の適正化(第1編、第2編及び第8編)